

東京都板橋区議会災害対策会議設置要綱

(平成28年3月23日 区議会議長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 区議会は、地震等の災害により板橋区災害対策本部（以下「区本部」という。）が設置された場合、これと連携するために議会災害対策会議を設置する。

2 議長は、議会災害対策会議が設置されたときは、議員及び区本部にその旨を通知する。

(組織構成)

第3条 議会災害対策会議は、全議員をもって構成する。

2 議長は、議会災害対策会議を総括し、議員を指揮監督する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要に応じて議員を招集することができる。

(所掌事務)

第4条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 災害等の各種情報を議員及び区本部から収集・整理し、必要に応じて議員及び区本部に情報を提供して連携を図ること。

(3) 区本部及び関係機関に対し、優先順位を付して要望及び提言を行うこと。
この場合において、議会災害対策会議は、区本部が災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの区本部への要望及び提言については、緊急の場合を除き、議会災害対策会議を窓口として行うものとする。

(4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(対応方針)

第5条 議会災害対策会議は、別に定める板橋区議会災害対応方針に従って、所掌事務を遂行する。

(事務局)

第6条 議会災害対策会議の庶務は、区議会事務局がこれを担う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。